

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について
(説明資料)



内閣官房

情報通信技術（IT）総合戦略室

本人確認のデジタル化・厳格化の目的

<目的>

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするため、当該個人が**確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認**できるようなデジタル技術による本人確認手段を促進する。

<政府決定>

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進 (令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議)

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

(1) マイナンバーカードの安全性の周知等
(前略)

金融取引、クレジットカード契約や携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図る。

II. 1. (2). ④ デジタル技術による本人確認手段等の確保 (令和元年6月14日世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用するためには、当該個人が**確実に本人であることを証明でき、及びサービス提供側がこれを確認できる「本人確認手段」が必須**となる。

我が国では、平成14年12月の公的個人認証法の制定により、厳格な本人確認手続を経て発行され、住民基本台帳に紐付いて失効管理される**高度な「本人確認手段」である公的個人認証（電子証明書）**を、全国どこに住んでいる人に対しても**低廉な費用で提供することができる環境**が整っている。特に、平成28年1月以降は、従来行政機関に限定されていた公的個人認証（電子証明書）を活用したサービス提供が**民間機関でも可能**となり、また、従来の電子署名用途（署名用電子証明書）に加え、電子認証用途（利用者証明用電子証明書）も発行されるなど、我が国の**安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤として、その機能を拡充**してきている。

特に本人確認のデジタル化・厳格化を推進する対象

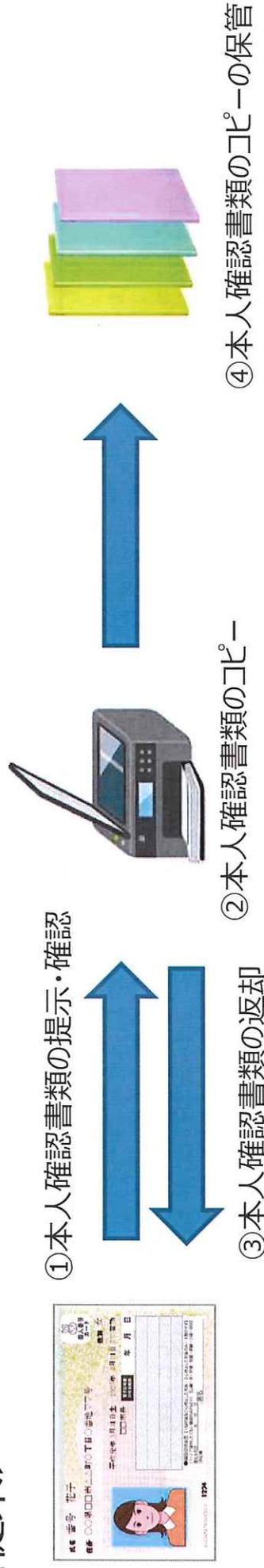
以下の法律（法律の規定に基づく政令・省令等を含む。）に基づく本人確認について、特にデジタル化・厳格化を進めていただきますようお願いいたします。

対象法律

- **犯罪による収益の移転防止に関する法律**（以下、「犯収法」）
⇒ 金融機関、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、宅地建物取引業社、電話受付代行業者、電話転送業者、宝石貴金属取引業者、郵便物受取業社等
- **携帯音声通信用事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信用役務の不正な利用の防止に関する法律**（以下、「携帯法」）
⇒ 移動体通信用事業者、仮想移動体通信用事業者等
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**（以下、「番号法」）
⇒ 個人番号利用事務等実施者として、マイナンバーの提供を受けるとき本人確認を行う事業者

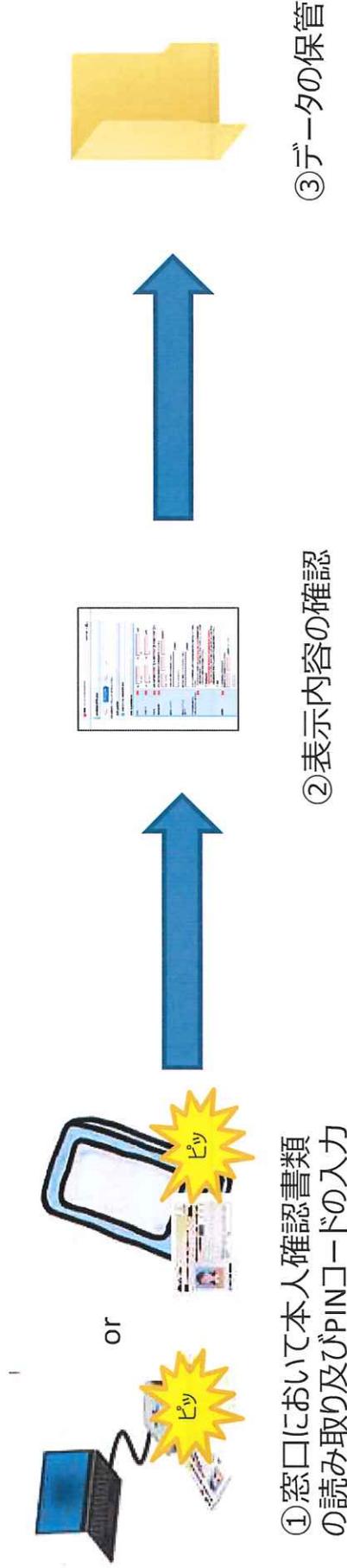
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

<デジタル化・厳格化後>



- 偽造困難なICチップの情報を利用して、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

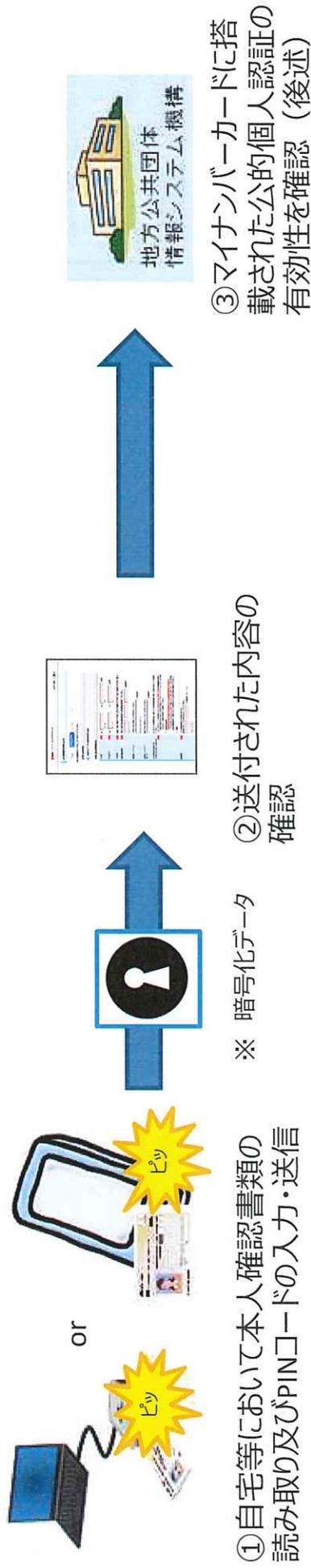
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

＜従来（主な例）＞



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手続に時間がかかる。

＜デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）＞



- 偽造困難なICチップの情報を利用して、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものを確認できる）。
- 一連の手続を即時に行うことができる。

デジタル化対応可能な本人確認書類

①マイナンバーカード



マイナンバーカードのICチップに
関するお問い合わせ先
総務省住民制度課
TEL : 03-5253-5517
FAX : 03-5253-5592

③在留カード



在留カードのICチップに
関するお問い合わせ先
法務省出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室
TEL : 03-3580-4111
(内線5688)

②運転免許証



運転免許証のICチップに
関するお問い合わせ先
警察庁運転免許課
TEL : 03-3581-0141 (代)

④パスポート



パスポートのICチップに
関するお問い合わせ先
外務省領事局旅券課
TEL : 03-5501-8167
FAX : 03-5501-8166

➤ 上記、本人確認書類はいずれも公的機関が発行していること及びICチップが搭載されており、偽造困難であることから、当施策における本人確認書類として想定しております。

参考資料(マイナンバー制度・マイナンバーカード)

マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

＜趣旨＞ 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

I 番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号**利用事務**）において利用。
 - ・利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号**関係事務**）においても取り扱われる。⇒行政事務の効率化、情報連携による行政手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに関するルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管の禁止。
- 4 法人には13桁の法人番号が付与。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。



II マイナンバーカード(個人番号カード)

- ① マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ② マイナンバーの本人確認(番号確認と身元(実存)の確認)を1枚で行うことが可能。
- ③ マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等(ICチップ)を搭載。官民の様々な用途に利用可能。



III マイナポータル

- ① マイナンバーに関する行政機関での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ② 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供。

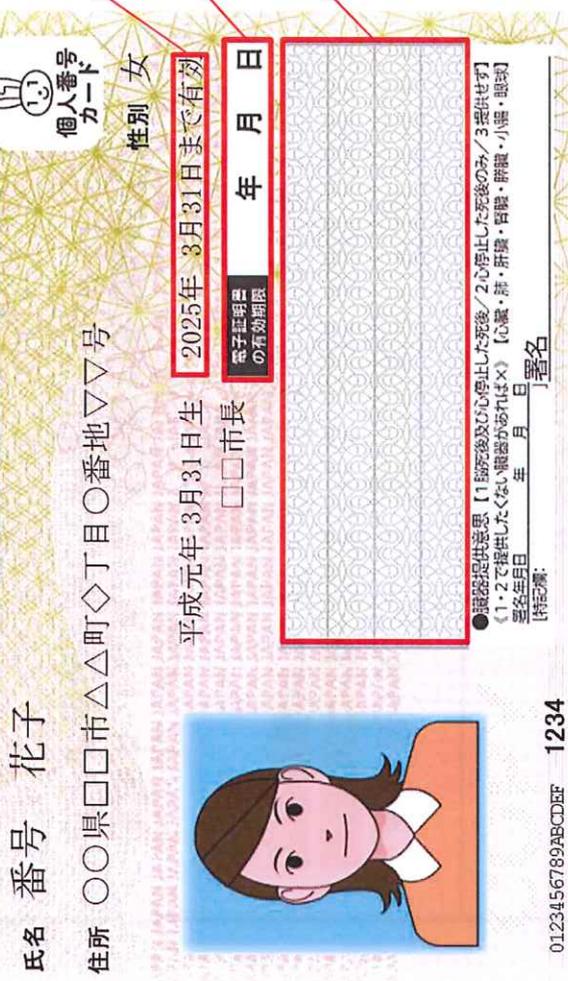
マイナンバーとマイナンバーカードの違い

<p>マイナンバー</p>  <p>マイナンバーの通知カード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全住民1人につき、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。 <p style="text-align: center;"></p> <p>住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用主体や利用範囲を法律で限定(税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定)。 ○ 情報を一元管理する仕組みとしない。漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理 ○ なりすまし防止のため、本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を義務付け。 <p>※ 全国8地裁においてマイナンバー違憲訴訟が提起され、係争中。</p>
<p>マイナンバーカード</p>  <p>マイナンバー ICチップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー使用時の本人確認(「番号確認」と「身元確認」)を1枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。 <p style="text-align: center;"></p> <p>本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。 ○ ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。 ○ 電子証明書やICチップの空き領域は民間活用も可能。

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引越の際、転出予定日から30日、転入した日から14日を
経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引越の際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく
90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面

●このカードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
 (連絡先) 個人番号カードセンター 0570-783-578 (24時間受付)

個人番号 1234 5678 9012
 氏名 番号 花子
 平成元年 3月31日生

法律で認められ
 以外の者が個人
 をコピーす
 法で
 います
 項を



ICチップ内のAP構成

電子証明書
 (署名用、利用者証明書)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
 主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明書電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	藤 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区電ヶ間2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
署名用公開鍵	

利用者証明書電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
利用者証明書公開鍵	

民間も含めて幅広く
 利用が可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
 例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
- 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県庁 (H29.6) での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用 (TKC, NEC, NTT com, 内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R元.9月対象人口: 9,669万人)
- ⇒ R元年度末には、対象人口1億人突破

マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に (H29.11～)
- 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
Android: 100機種が対応。(R元.11月)
iPhone : 11機種※(iPhone7以降)

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報 (R3.3月～予定) や服薬履歴の閲覧 (R3.10月～予定) 等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策 (マイナポイント) を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に (R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種行政手続での活用

- 「デジタル・ハローワーク・サービス」、「デジタル・キャンパス」、「納税のデジタル化」、「建設キャリアアップシステム」等の推進 (R元.6.4デジタル・ガバメント関係会議決定)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数

(2019年11月8日現在)

Android 100機種※事業者ごとに計上

iPhone 11機種※iPhone 7以降対応

2019年

【シャープ製】

ドコモ2機種、au 2機種、ソフトバンク2機種、楽天モバイル1機種、MVNO 2機種、UQ 1機種



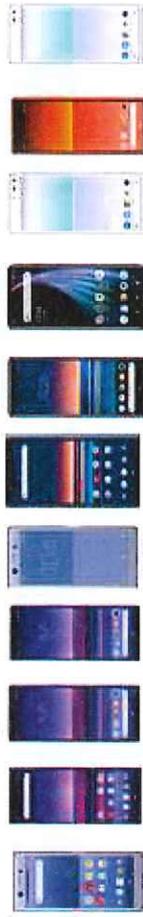
【富士通製】

ドコモ1機種、ソフトバンク1機種、法人向けSIMフリー2機種、Y!mobile 1機種



【ソニー製】

ドコモ3機種、au 3機種、ソフトバンク2機種、楽天モバイル1機種、Y!mobile 1機種、UQ 1機種



【サムスン製】

ドコモ5機種、au 5機種、UQ 2機種、JCOM 1機種



【京セラ製】

au 2機種



【Apple製】

iPhone 11機種



2016年からの対応スマートフォンは以下のとおり（数字は機種数）

・2016年 【シャープ製】ドコモ1、au 2、ソフトバンク1、MVNO 1 【富士通製】ドコモ2

・2017年 【シャープ製】ドコモ2、au 3、ソフトバンク3、Y!mobile 1、UQ 3、J:COM 1、MVNO 2 【富士通製】ドコモ4 【ソニー製】ドコモ2、au 1、ソフトバンク1

・2018年 【シャープ製】ドコモ2、au 2、ソフトバンク2、Y!mobile 1、UQ 1、MVNO 2 【富士通製】ドコモ4、au 3、ソフトバンク2 【サムスン製】ドコモ4、au 3 【ソニー製】SIMフリー1

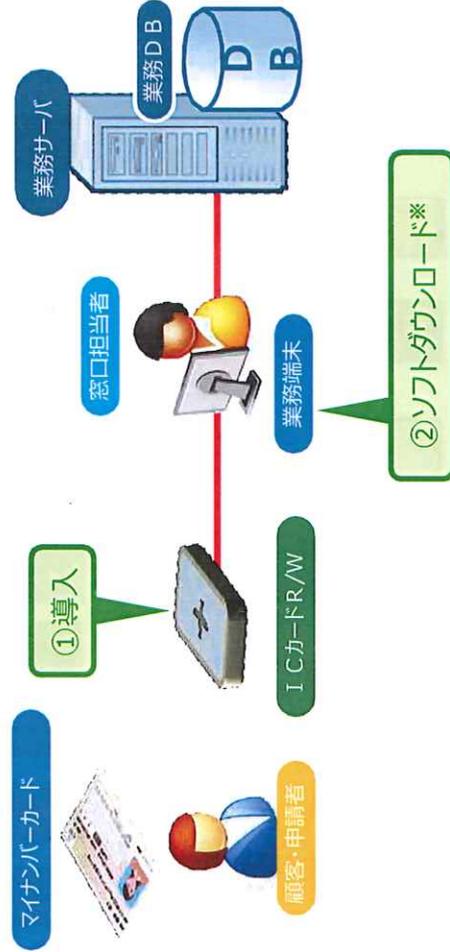
本人確認を確実にを行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面（券面確認）の場面において、補助的に利用

準備・利用の手順

準備



※ 券面事項確認表示ソフトウェア

メリット

カード券面の真正性の確認が可能に

メリット

確認したカード券面情報を印刷やデータで保存し、証拠を容易に残すことが可能に

利用



① 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。

② 窓口担当者（セキュリティコードは顧客・申請者）が、照合番号を入力。

照合番号〈 A マイナンバーを利用できる者： マイナンバー12桁

B マイナンバーを利用できない者： 14桁

（生年月日6桁＋有効期限西暦部分4桁＋セキュリティコード4桁）

③ 業務端末からカードに照会をかける。

④ カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。

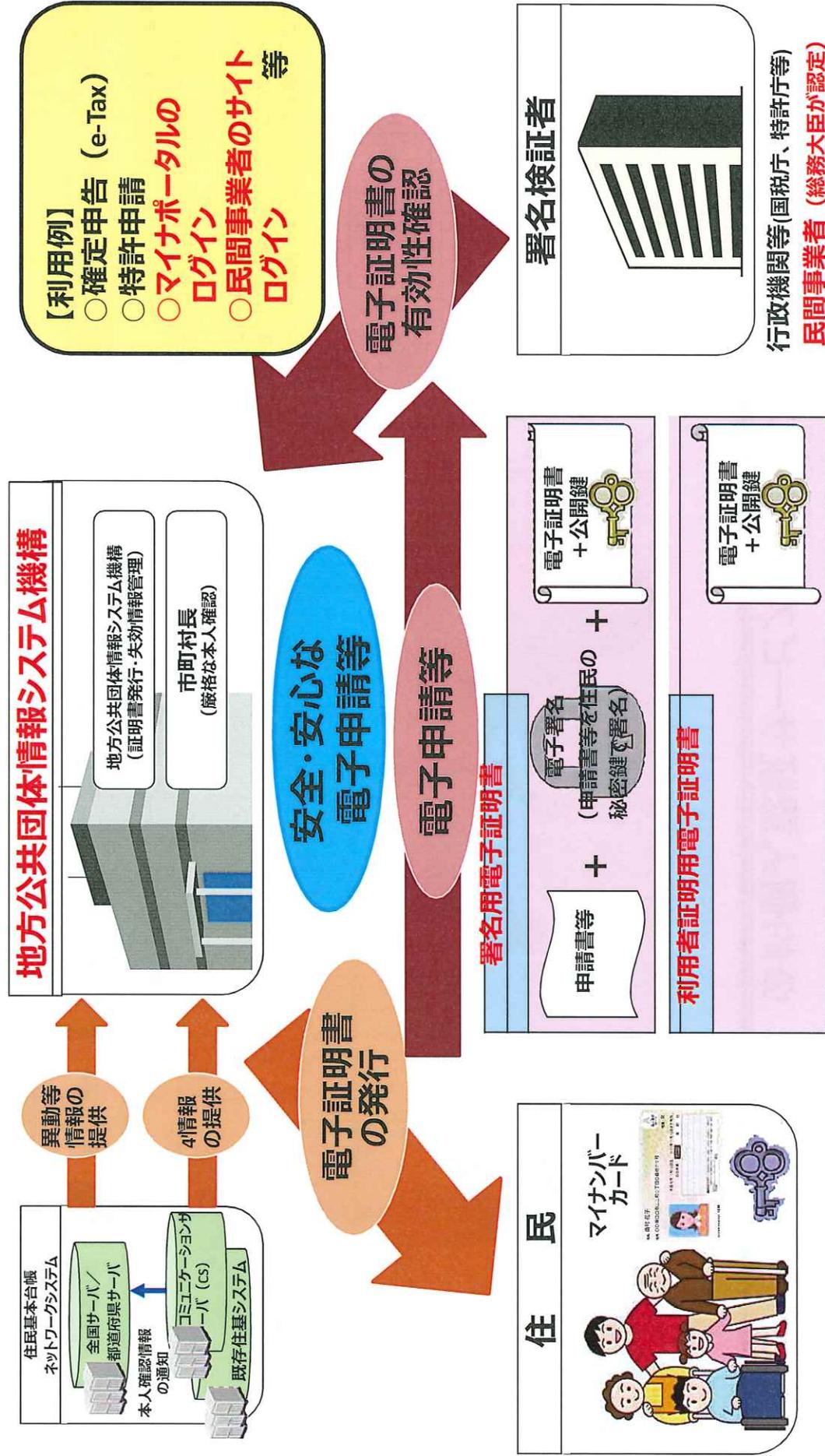
照合番号〈 A 表面と裏面の券面情報

B 表面の券面情報のみ

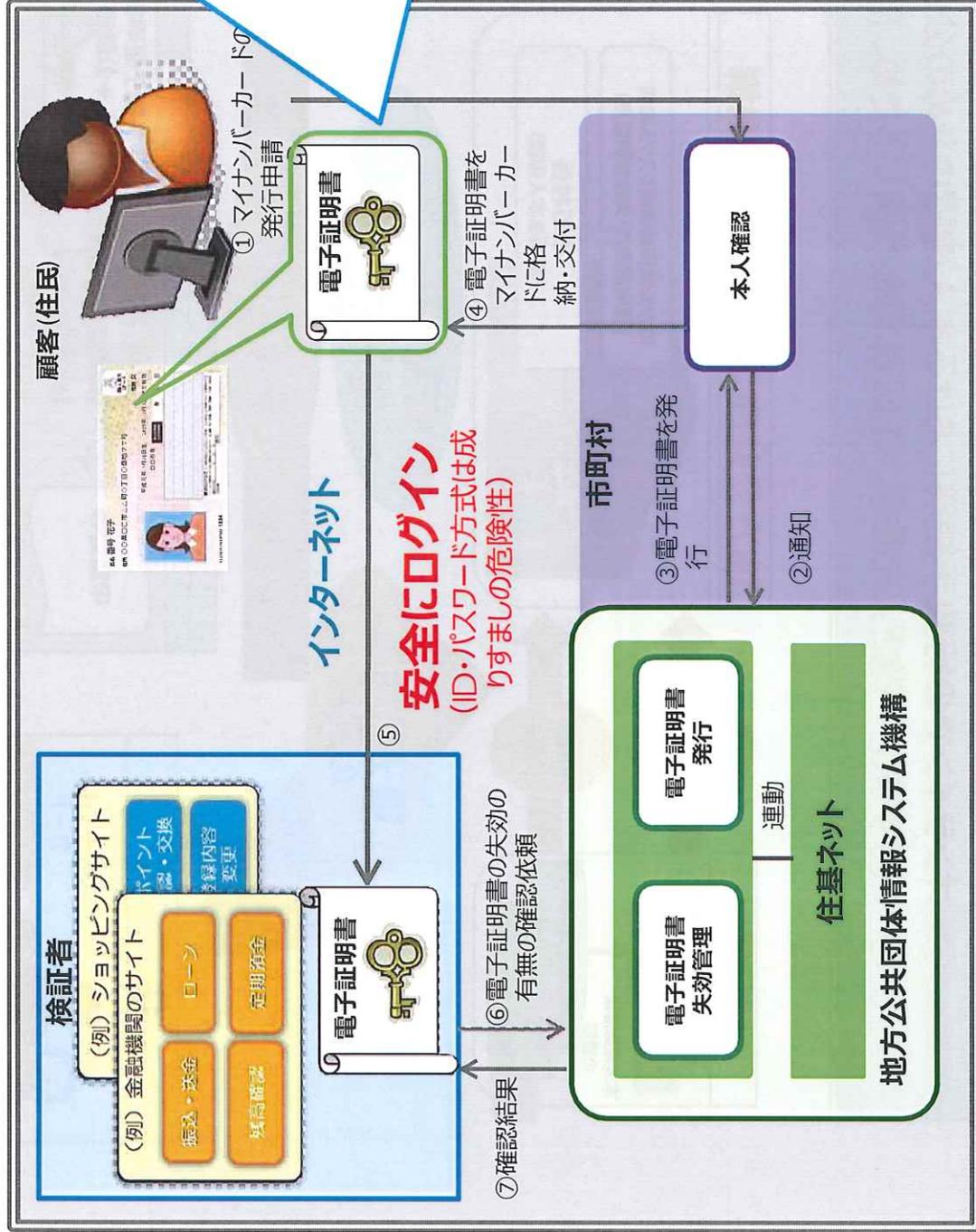
(注) マイナンバーカードには、マイナンバーの入ったQRコードが記載されており、バーコードリーダにより読み込むソフト改修を行えば、さらに省力化が可能。

公的個人認証サービスの概要について

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。

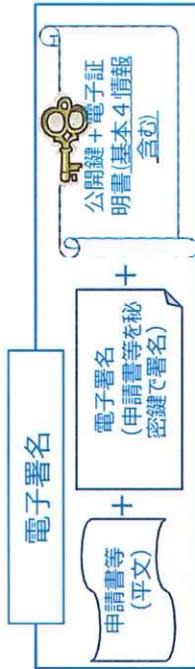


公的個人認証サービスのイメージ



<電子証明書は2種類。>

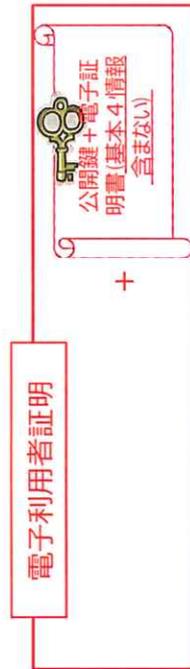
◎ 署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

： インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか 等を確認することができる仕組み

◎ 利用者証明用電子証明書 <新規> 【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

： インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書をj用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスの概要

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。



署名用電子証明書

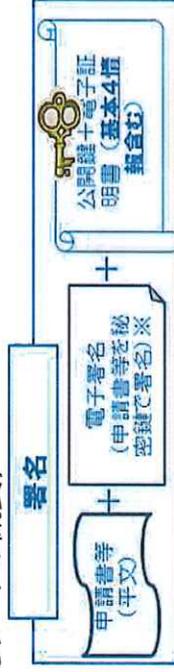
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第107号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対価になり得る。

署名用秘密鍵



- ※ カード中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

※基本4 情報を記録

利用者証明用電子証明書

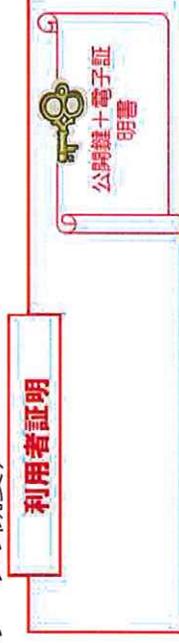
(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

(利用局面)

マイナンバーのログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



電子証明書のイメージ



※基本4 情報を記録

利用者証明用秘密鍵



- ※ カード中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

※基本4 情報の記録なし

電子証明書のイメージ



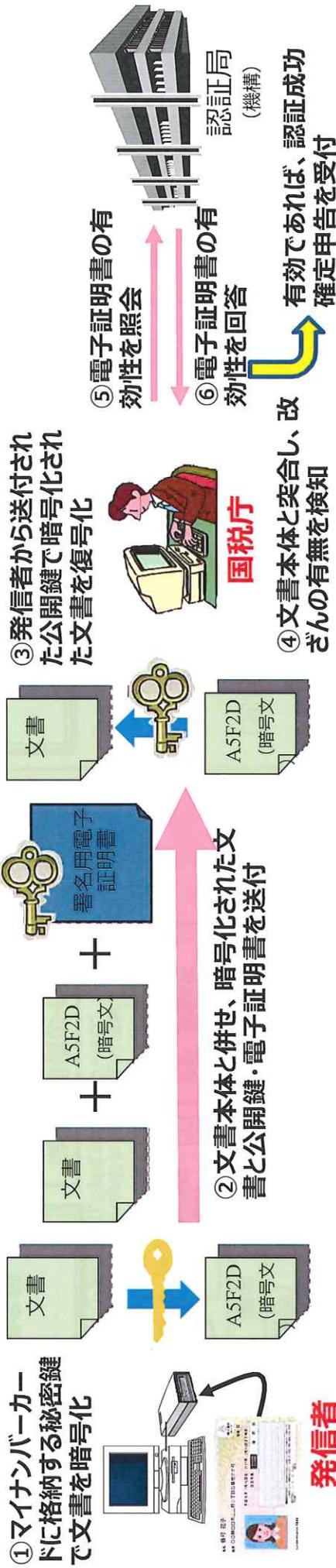
※基本4 情報の記録なし

公的個人認証サービスの仕組み

【凡例】 秘密鍵  公開鍵 

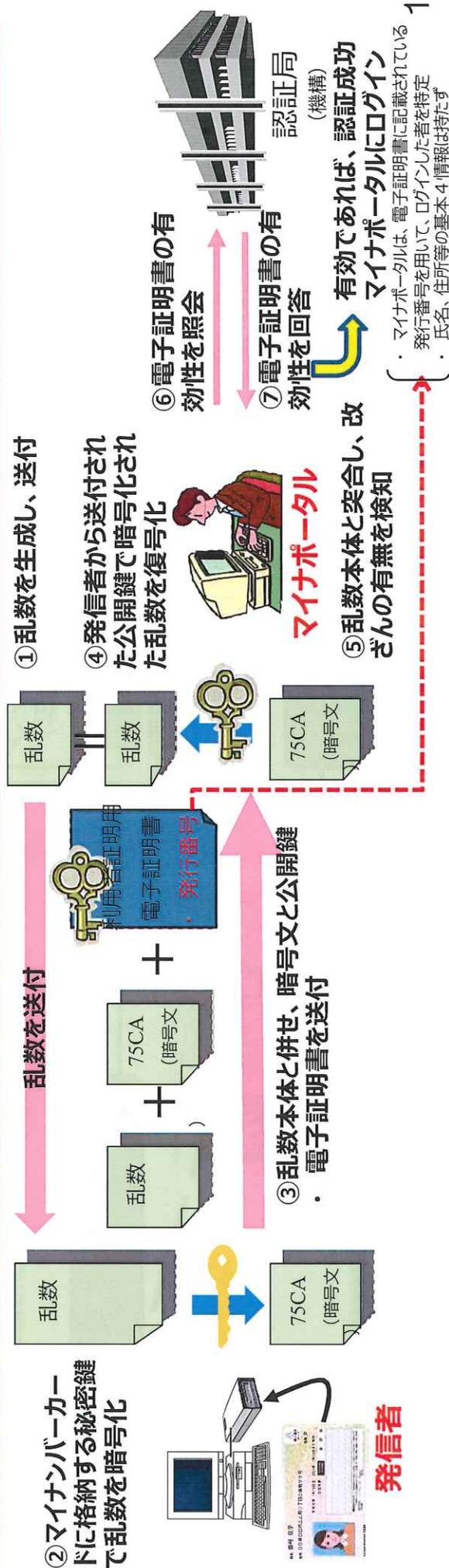
1 署名用電子証明書

(例) e-Tax (国税電子申告・納税システム) による確定申告



2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン



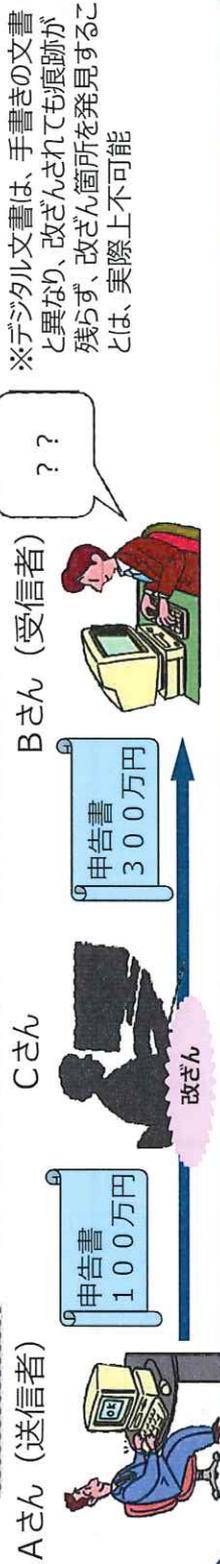
安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

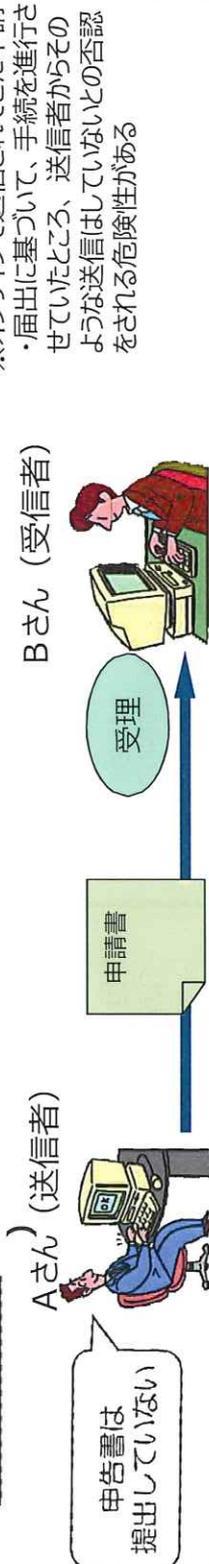
① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)



② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)



③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)



2. 文書を伴わないアクセス

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)



対策

電子署名

- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

対策

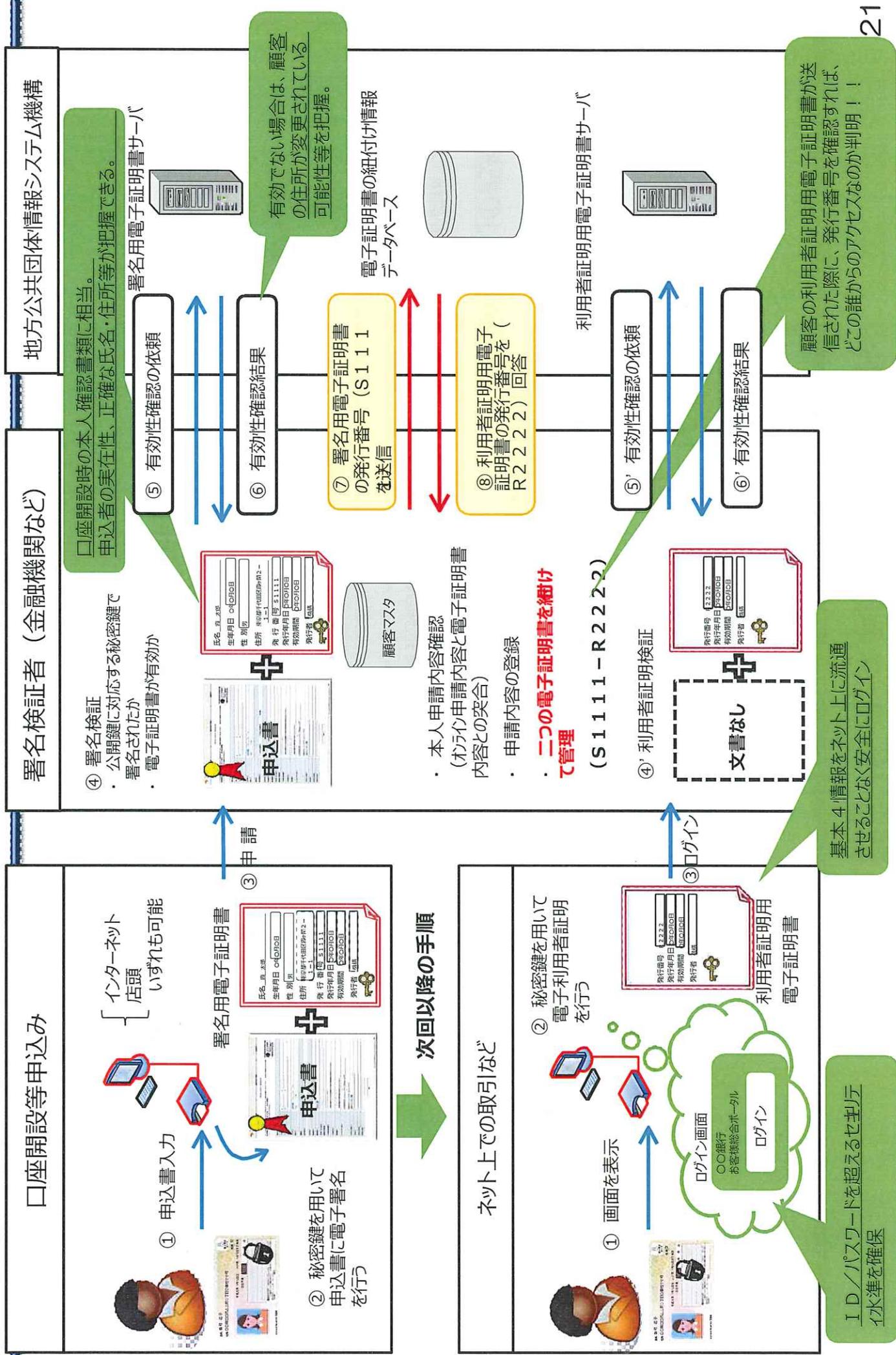
電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

(参考) マイナンバーカードの活用方法とそれぞれの想定用途・認証強度等

活用方法	暗証番号 (PIN)	記録される情報	想定される主な用途	認証強度	その他
券面 (おもて面)	-	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真	対面での様々な本人確認で利用する (金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など)。	所持認証	
	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	厳格な認証が必要な業務に向く	相互認証による強固な所持認証	PINによる知識認証
	なし	原則として利用者番号のみ	厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く	所持認証	
カードアプリ方式	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	-	自由に設定可能	
公的個人認証サービス	電子署名 (署名用電子証明書等を利用)	署名用電子証明書 (氏名、住所、生年月日、性別、発行番号)	<p>○署名用途:</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用する (電子申請 (e-Tax等)、民間オンライン取引 (オンラインバンキング等) の登録など)。 「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真実なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができる。 		法律上、電子文書の真正性の推定効が発生
	電子利用者証明 (利用者証明用電子証明書等を利用)	利用者証明用電子証明書 (発行番号)	<p>○認証用途:</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等する際に利用する (行政のサイト (マイポータル 等) へのログイン、民間のサイト (オンラインバンキング等) へのログインなど)。 「ログイン等したものが、利用者本人であること」を、証明することができる。 	PKIによる強固な所持認証	PINによる知識認証

民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス利用によるメリット



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができ、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。



公的個人認証サービスの民間利用

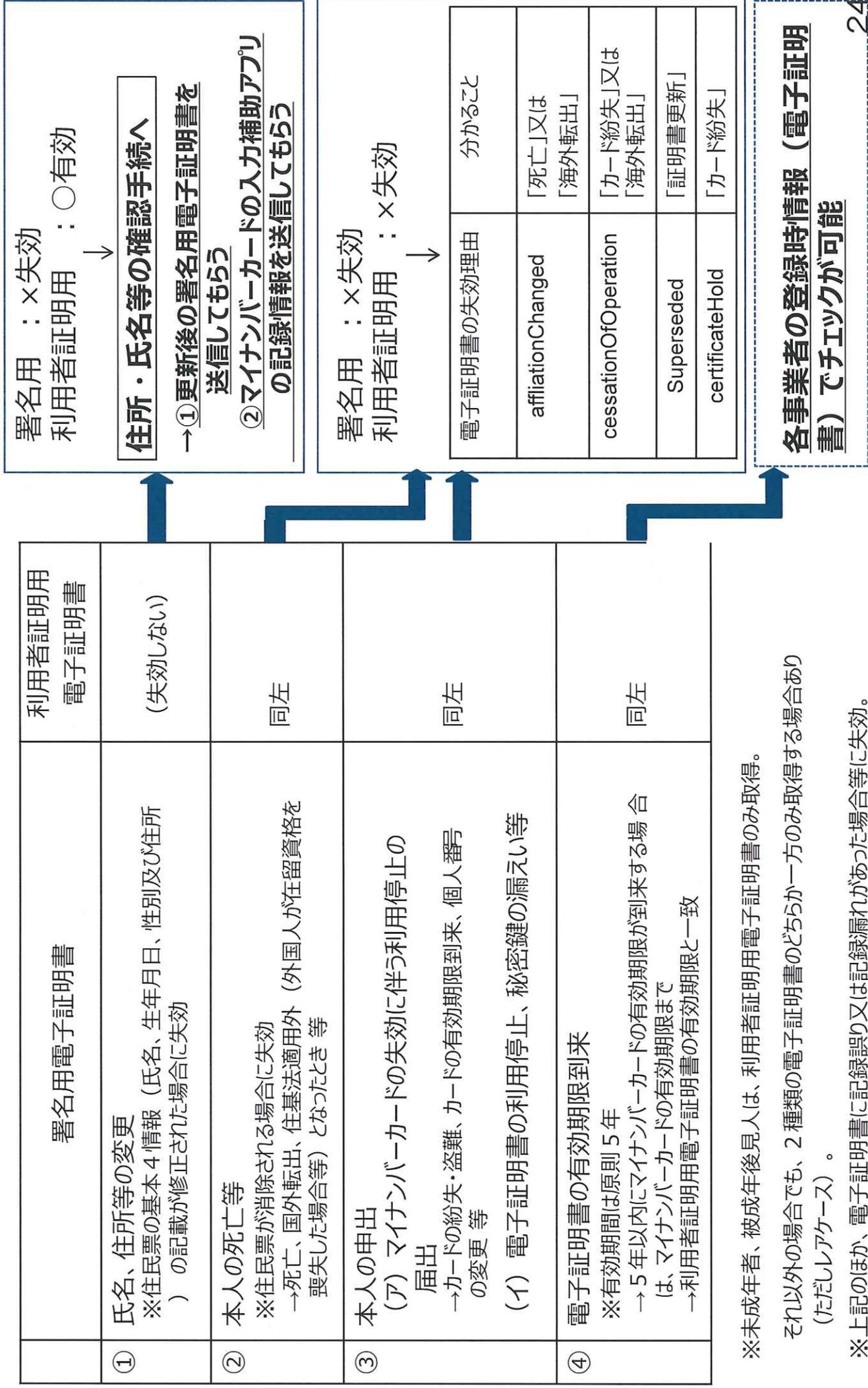
【令和元年11月1日現在】

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

○：大臣認定事業者 △：大臣認定事業者に署名検証業務を委託してサービスを提供している事業者

事業者名	公的個人認証の活用事例	事業者名	公的個人認証の活用事例
○日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)	○サイバートラスト(株)	プラットフォーム
○ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	・(株)シーシーシー	子育てワンストップ支援
○NTTコミュニケーションズ(株)	プラットフォーム	・大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
・一般社団法人 酒田地区業利師会	調剤情報の共有サービス	・(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
○(株)NTTデータ	プラットフォーム	・(株)TRUSTDOK	オンラインでの本人確認サービスの提供
・エス加・エージェンツ・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	・(株)ネクスウェイ	オンラインでの本人確認サービスの提供
・日本郵便(株)	電子レタターの受取り(MvPost)	・(株)LogicLinks	MVNOサービスの契約
・カブドットコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	・バーンナルキャリア(株)	オンラインでの本人確認サービスの提供
・マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	○(株)野村総合研究所	プラットフォーム
○GMOグローバルサイン(株)	プラットフォーム	・野村証券(株)	オンラインでの証券口座開設
・GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	○凸版印刷(株)	プラットフォーム
・(株)グッドスターグループ	携帯電話のレンタル契約	・(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
・共同印刷(株)	オンラインでの金融機関等口座開設	○(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
		○日本医師会	HPKカードの発行
		○(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認
		○日本電気株式会社	プラットフォーム
		○(株)パイプビッツ	オンラインでの金融機関等口座開設
		○(株)システムエコガルタ	オンラインでの電子契約サービス

電子証明書が失効する場合とその対応



※未成年者、被成年後見人は、利用者証明書電子証明書のみ取得。

それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合があります（ただしレアケース）。

※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

		公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
	ID・パスワード		
方法	<p>○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。</p> <p>○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。</p> <p>○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。</p> <p>○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる (例：パスワードをメモ)。</p>	<p>○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。</p> <p>○パスワード(4桁の数字)を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。</p>	<p>○パスワード(6～16桁の英数字)を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。</p>
危険性		<p>左のような危険性はない。</p> <p>○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため(耐タンパ性)、第三者が取り出して使うことは不可能。</p> <p>※盗用するためには、①本人のマイナンバーカードを所持した上で、 ②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。</p> <p>○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。</p>	
その他		-	<p>○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。</p>

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）①

公的個人認証サービスの民間開放（平成28年1月～）

- ✓ 行政機関等に利用が限定されていたが、インターネットによるサービスや電子商取引が普及・発展していくなかで、民間においても、安全・安心なサービス利用や取引を実現する観点から、より確実に本人確認を行うことができる環境づくりが求められたことにより、公的個人認証法の改正により民間事業者にもその利用を開放。

総務大臣認定制度

- ✓ 公的個人認証サービスの利用に当たり、民間事業者は

- 利用者から電子証明書（記載事項：基本4情報、電子証明書の発行番号（一意の番号）等）
- J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から電子証明書の失効情報 等、極めて重要な個人情報を取扱うこととなる。

※ 受領した電子証明書を失効情報と照合し、失効していないことを確認することにより当該電子証明書の有効性確認を行う。

⇒ システム上の措置や組織・人的な措置等の一定の基準を満たす事業者にのみ利用を認める総務大臣認定制度を創設。

≪総務大臣認定基準の主な項目≫

- ① システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得 等）
- ② 組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化 等）

プラットフォーム事業者制度

- ✓ 総務大臣認定を受けるに当たって、データセンターの整備・運用等の一定のコストが必要となる場合があり、民間事業者への普及拡大にあたっての阻害要因となり得る。

⇒ 既に総務大臣認定を受けた事業者（PF事業者）に、電子証明書取扱等の業務を全て委任した事業者（SP事業者）も

公的個人認証サービスの効果享受できる「プラットフォーム事業者制度」を創設。

※ プラットフォーム（PF）事業者：公的個人認証サービスの基盤（プラットフォーム）を提供する事業者
サービスプロバイダ（SP）事業者：利用者（エンドユーザー）に直接サービスを提供する事業者

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者活用したケース）②

通常のケース

（自社が総務大臣認定を受け署名検証者となる）

認定基準の主な項目

- ①システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得等）
- ②組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化等）

③機微な情報の管理、署名検証業務

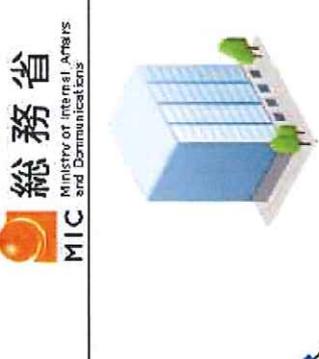
総務大臣認定事業者＜署名検証者＞



②設備投資



サービス利用者
＜エンドユーザー＞

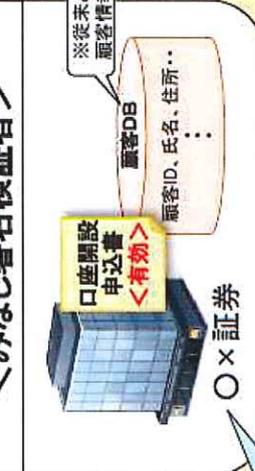


プラットフォーム事業者を活用したケース



委託

サービスプロバイダ (SP) 事業者
＜みみなし署名検証者＞



※PF事業者に委託することで

- ①行政手続
- ②設備投資
- ③機微な情報の管理、署名検証業務

を要せずに
公的個人認証サービス活用によるオンラインサービス等の充実・拡大を図ることができる。



サービス利用者
＜エンドユーザー＞



サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

- a 利用開始に当たり発生する経費（イニシャルコスト）
評価対象システムの導入費
- b 利用開始後、発生する経費（ランコスト）
 - ① 評価対象システムの保守費
 - ② 失効情報等の提供に係る手数料

B P F 事業者に委託する民間事業者における経費

- a 利用開始に当たり発生する経費（イニシャルコスト）
P F 事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費
- b 利用開始後、発生する経費（ランコスト）
 - ①' P F 事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料
 - ②' 失効情報等の提供に係る手数料

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(1/2)

1. 基本的な考え方

- ① 低廉性：インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者が利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性：多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性：サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担（電子証明書発行手数料（国民）及び情報提供手数料（府省等・民間事業者）並びに地方の利用相当負担）で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。*

※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及びマイナンバーカード普及促進の観点から、

電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービスのメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金（従量制）を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料の単価では、当面（5年程度）は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる（地方及び国の負担が継続する）が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない（すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある。）
このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する手法」又は「即時に応答する方法」又は「別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していけば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料】

- ◆ **署名用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **20円**
- ◆ **利用者証明用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **2円**
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。
 - **現況確認のための有効性確認**は、利用者毎に年間2件以上であっても、**1件とみなす**。
(CRLを利用する場合で、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)
- ※1 対応証明書の発行の番号の提供は、利用者証明用電子証明書と同様に、2円/件。
- ※2 平成29年1月より提供開始の「電子証明書の新旧シリアル番号の紐付けサービス」及び「年齢判定機能」については、当該機能を使用する前提として電子証明書の有効性確認の実施が必須となることから、手数料としては有効性確認のための情報提供手数料のみを徴収し、当該機能の使用料等を名目とした追加の徴収は行わない。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、**20円と設定した**。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報＋有効／無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる（法的な真正成立推定効も得られる。）（ネットバンキングの不正送金被害約31億円（27年））。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担（郵便代82円等）が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる（確認葉書郵送の負担（郵便代62円等）がなくなる。）。
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、**住基ネット手数料の肉料金（3円）等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した**。
 - ① なりすましログインを防止できる（不正送金等の被害を防止できる。）（安心感の増大から取引拡大も期待できる。）。
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる（確認葉書郵送の負担（郵便代62円等）がなくなる。）。

法律別本人確認方法①

形態	本人確認方法	番号法	収取法	携帯法	備考 (△箇所)
(1) 対面 (1つの音 響を提示)	①個人番号カード	○	○	○	
	②運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、旅券 (パスポート) 等	○	○	○	
	③官公庁発行書類等で氏名、住居及び (又は) 生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの (代表者等が提示する場合は、一を限り発行又は発給されたものに限る。)	○	○	○	
(2) 対面 (2以上の音 響を提示)	④国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日展特別被保険者手帳、国民公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は自衛官診療証	×	×	○	
	⑤国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳	×	×	○	
	⑥公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	○	×	△	2以上の音響提示を要するものはないが、それは対応可能
(3) 対面+ 郵送	⑦官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された音響その他これに類する音響であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (i 氏名、ii 生年月日又は住所が記載されているもの)	○	×	×	
	⑧各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、取引を行う事業者との取引に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書等のいづれか	×	○	△	
	⑨各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、取引を行う事業者との取引に使用し + 左記を除く、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、取引を行う事業者との取 引に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書等のいづれか + 印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、住民票の写し・住民票記載事項証明書のいづれか + 官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの (個人番号 提示を受けた本人確認音響以外の本人確認音響又は補充音響の送付を受ける方法	×	○	×	
(3) 対面+ 郵送	⑩各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、取引を行う事業者との取引に使用し + 本人確認音響に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を音響郵便等により、郵 送不要郵便物等として送付する方法 + 本人確認音響に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を音響郵便等により、郵 送不要郵便物等として送付する方法	×	○	○	
	⑪その取扱いにおいて名宛人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ること ができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの (特定事業者に代わって住居を確 認し、本人確認音響の提示を受ける	×	○	○	
	⑫当該自然人若しくはその代表者等から印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本、住 民票の写し又は住民票の記載事項証明書の提示又はその代表者等から上記 (1) ④から ⑤に掲げるものは官公庁から発行され、又は発給された音響その他これに類するも ので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの (一を限り発行又は発給 されたものを除く。) の提示	×	×	○	
(3) 対面+ 郵送	⑬当該自然人又はその代表者等から印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本、住民票 の写し又は住民票の記載事項証明書の提示又は官公庁から発行され、又は発給された音響 その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの 送付	×	×	○	
	⑭当該自然人又はその代表者等から上記 (1) ④から⑥までに規定する音響の写しの送 付を受ける	×	×	○	

法律別本人確認方法②

形態	本人確認方法	番号	採取法	携帯法	備考 (△箇所)
(4) 機器 郵送	⑧ 特定事項伝送型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、携帯電話通信端末設備等を送付する方法	×	×	○	
(5) 対面+ 代官措置	① 財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって上記(2)④・⑤に代えることができる。 ① 個人番号カード(1Cチップの読み取り) ② 公的個人認証による電子署名 ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 ④ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された顧客の容貌及び写真付き本人確認音標)の送信を受ける方法 ⑤ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された顧客の容貌)の送信及び写真付き本人確認音標に組み込まれた1Cチップ情報の送信を受ける方法	○	×	×	
(6) オン ライン完結	⑥ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された本人確認音標)の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認音標に組み込まれた1Cチップ情報の送信を受ける + ⑦ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された本人確認音標)の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認音標に組み込まれた1Cチップ情報の送信を受ける + ⑧ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報(当該ソフトウェアにより撮影された本人確認音標)の送信又は当該ソフトウェアを使用して読み取らせた本人確認音標に組み込まれた1Cチップ情報の送信を受ける + ⑨ 電子署名法に基づき電子証明書(氏名、住所、生年月日の記録のあるものに限る)及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法	×	○	×	
(7) 電話	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告	○	×	×	
(8) 顧客 等からの申 告	① 取引を行う目的、職業、実質的支配者	×	○	×	
(9) ハイ リスク取引 に係る追加 確認	① ハイリスク取引に際して行う特定事項の確認(通常の特定取引に際して行う確認方法に加え、関連取引時確認において用いた本人確認音標及び保管音標以外の本人確認音標若しくは保管音標又はその写しの少なくとも一を用いる) ② 実質的支配者の確認(顧客の株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)等の音標を確認し、かつ、実質的支配者の本人特定事項について当該顧客から申告を受ける方法) ③ 資産及び収入状況の確認(源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳、その他資産及び収入の状況を示す音標)	×	○	×	
(10) 確認 音標不要	① 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人知っていないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実質)確認音標は要しない。	○	×	×	

身分証 (ICチップ) から読み取り可能な情報等①

身分証	マイナンバーカード		運転免許証	在留カード/ 特別永住者証明書	パスポート (日本)
身分証(ICチップ)の読み出しの規格、装置	接触IF: ISO/IEC 7816に準拠、一般的な接触型ICカードリーダーライタで読み取り可能 非接触IF: ISO/IEC 14443 TypeBに準拠、対応のICカードリーダーライタ及びスマートフォンで読み取り可能(*1)		非接触IF: ISO/IEC 14443 TypeBに準拠、対応のICカードリーダーライタ及びスマートフォンのOCR装置	左記の非接触IF及びMRZ情報のOCR装置	
マイナンバーカード搭載のアプリケーション	券面AP	券面事項入力補助AP	JPKI-AP		
PIN	照会番号(*2)	4桁PIN (4桁数字)	照会番号(*2)	PIN 1 (4桁の数字)	PIN 2 (4桁の数字) 【PIN1の入力必須】
	-	・4情報 ・個人番号 ・その電子署名データ	・4情報 ・個人番号 ・その電子署名データ	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・有効期限 ・交付日、免許証番号、記載事項変更内容等 ・チャックコード(*4) (*4)発行元の公安委員会の公開鍵を用いた電子データの改ざん検知用コード	住居地(裏面追記分)(*5) (*5) 仕様上はテキスト追記可能であるが、現在の運用では記録されていない ・仕療パージョン番号 ・カード種別 (在留カード/特別永住者証明書の別) ・裏面資格外活動包括許可欄 ・裏面資格外活動個別許可欄 ・裏面在留期間等更新申請欄
APから取得できる情報	画像	表面情報 (4情報 (住所・氏名・生年月日・性別) + 顔写真) と裏面情報 (個人番号) の画像データ	-	外字 (本籍除く)	写真、外字 (本籍)
	証明書等	-	署名用電子証明書・署名用秘密鍵	署名用電子証明書・利用者証明用秘密鍵	・顔写真 ・電子署名 ・チャックコード (署名値) ・公開鍵証明書
テキスト	-	・4情報 ・個人番号 ・その電子署名データ	-	・本籍 ・外字 (本籍除く)	券面下部のMRZ情報 (*3) を暗号鍵の種として使用 ・姓名 (ローマ字) ・生年月日 ・性別 ・国籍 ・有効期限満了日 ・発行情 ・旅券番号

身分証（ICチップ）から読み取り可能な情報等②

身分証 マイナンバーカード搭載の アプリケーション	マイナンバーカード		運転免許証	在留カード/ 特別永住者証明書	パスポート (日本)
	券面AP	券面事項入力補助AP			
事前準備 カードリー ダー等読 み取り機 による使 用方法	券面AP	券面事項入力補助AP	JPKI-AP		
		<ul style="list-style-type: none"> JPKI利用者ソフトをインストールしたICカードR/W（※別途開発事業者が指定するドライバ設定が必要） システム改修に必要な券面アプリ及び券面事項入力補助アプリのインターフェース仕様書は、地方公共団体情報システム機構において開示（具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要）。開発事業者の責任においてソフトの開発・動作確認を行い、販売・メンテナンスを行う。 	JPKI利用者ソフトをインストールしたパソコン及びICカードR/W	在留カード等の読み取り対応のソフト（インターフェース仕様書は公開）をインストールしたパソコン及びICカードR/W	OCR装置に付属されたCD等に保存されたドライバ及びソフトのインストール
スマート フォンよ る使用方 法	操作	マイナンバーカードをICカードR/Wにかざす		運転免許証をICカードR/Wにかざす	パスポートの券面部分をOCRの読み取り部分にかざす
	事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業者が指定するアプリをインストールしたスマートフォン（※ソフトのプラットフォーム（OS）は、開発事業者が任意に選択できる） システム改修に必要な券面アプリ及び券面事項入力補助アプリのインターフェース仕様書は、地方公共団体情報システム機構において開示（具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要）。開発事業者の責任においてソフトの開発・動作確認を行い、販売・メンテナンスを行う。 	JPKI利用者ソフトをインストールしたパソコン及びJPKI利用者アプリをインストールしたスマートフォン	在留カード等の読み取り対応のアプリ（インターフェース仕様書は公開）をインストールしたスマートフォン	パスポート読み取り対応のアプリのインストール
操作	開発事業者が指定するアプリを起動し、スマートフォンにマイナンバーカードをかざす	パソコンとスマートフォンをBluetoothで接続し、スマートフォンにマイナンバーカードをかざす	読み取りアプリを起動し、スマートフォンに運転免許証をかざす	読み取りアプリを起動し、スマートフォンにかざす	読み取りアプリを起動し、パスポートの券面部分をカメラで撮影の上、スマートフォンにパスポートをかざす

(*1)ICカードリーダー/ライター、スマートフォンについては、公的個人認証サービスポータルサイトにて確認可能 <https://www.jpki.go.jp/prepare/history.html>

(*2)照合番号：14桁；生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁

(*3)MRZ情報：Machine Readable Zone（機械可読領域）の略称。パスポート下部の44桁2行で構成される旅券情報。

○参考情報

- ・マイナンバーカードに関する情報：総務省HP
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html#ment
- ・在留カード等仕様書
http://www.immi-moj.go.jp/news-list/120424_01.html